

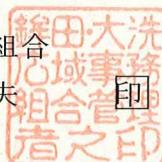


鉾田・大洗広域事務組合告示第5号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び鉾田・大洗広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（令和3年条例第28号）第3条の規定により、次のとおり鉾田・大洗広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供します。

令和4年11月10日

鉾田・大洗広域事務組合
管理者 岸田一夫



1 施設の名称

ごみ焼却場

2 施設の設置の場所

茨城県鉾田市上釜4229番地1ほか

茨城県東茨城郡大洗町成田町4233番地1ほか

3 施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）

マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）

4 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残さ、し尿汚泥、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

5 施設の能力

エネルギー回収型廃棄物処理施設：70t/日（35t/日×2炉）

マテリアルリサイクル推進施設：7.1t/日

6 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質、動植物

7 縦覧の場所

鉾田・大洗広域事務組合（茨城県鉾田市造谷605番地3 鉾田市役所旭総合支所1階）

鉾田市役所 環境経済部生活環境課（茨城県鉾田市鉾田1444番地1）

大洗町役場 生活環境課（茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地275）

8 縦覧の期間

令和4年11月10日（木）から令和4年12月9日（金）まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

午前9時から午後4時まで

9 縦覧の手続き

縦覧申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、鉾田・大洗広域事務組合宛てに申し込み

10 意見書の提出方法および提出先

意見書（様式第2号）は、以下のとおり提出

※施設の設置に関して利害関係のある方は、生活環境保全の見地から意見書路を提出することができます。

持参の場合：鉾田・大洗広域事務組合（鉾田市役所旭総合支所1階）

郵送の場合：〒311-1492 鉾田市造谷605番地3

鉾田・大洗広域事務組合 施設整備係

11 意見書の提出期限

令和4年12月12日（月）から令和4年12月26日（月）まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

持参の場合：午前8時30分から午後5時15分まで受付けます。

郵送の場合：令和4年12月26日（月）までの消印のあるものに限り受付けます。

12 意見書の取扱いについて

提出された意見書に対する検討結果の要旨を後日、当組合ホームページにて公表します。

なお、個人名等は公表しません。また、個別の回答も行いませんので、あらかじめご了承ください。

12 お問い合わせ先

茨城県鉾田市造谷605番地3

鉾田・大洗広域事務組合 施設整備係

TEL 0291-37-5371

FAX 0291-37-5339